



今年は例年以上厳しい寒が続いています。お体御自愛ください。
3日 節分, 4日 立春, 11日 建国記念の日,
14日 聖バレンタインデー, 18日 雨水

February 改正情報・案内

① 先月 25 日に厚労省通達が出て、定年後の再雇用での「社会保険の同日得喪」は、これまでは、「特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者」で、退職後継続して再雇用される場合には、使用関係が一旦中断したものとみなし、被保険者資格喪失届および被保険者資格取得届を定年退職日の翌日付けで提出することができる」とこととされていましたが、「60 歳以上の者で、退職後継続して雇用されるもの」に拡大されました。これにより、4 月以降 61 歳老齢厚生年金支給開始の被保険者でも、60 歳から 61 歳の間であっても、同日得喪により、月額変更に該当することを待たずに、標準報酬月額を引き下げることができるようになりました。

② 先月 29 日に閣議決定された「税制改正大綱」によりますと、「雇用促進税制」が拡充されます。3 年間（2011 年 4 月 1 日から 2014 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度）の時限措置として導入されていますが、「年間の新規採用者を 5 人以上（中小企業は 2 人以上）増やし、かつ雇用者数を 10% 以上増加させた」企業に対し、増やした人数 1 人当たりこれまでの 20 万円から 40 万円の税額控除に拡大されます。尚、期間中事業主都合での離職者がいないことも要件となっています。また、今回の大綱において創設される「所得拡大促進税制」との選択適用となります。
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/250129taikou.pdf

☆ 現在の保険料率 ※(労使折半料率) 健康保険 49.85(愛知) / 1000、介護保険 7.75 / 1000
厚生年金保険 83.83 / 1000 雇用保険 5 / 1000 (建設業 6 / 1000)

2. 名言名句

『他人から「できますか?」と聞かれたらとりあえず「できます」と答えちゃうんだよ、
その後で頭が痛くなるくらい考え抜けば大抵のことはできてしまうものなんだ。』

円谷英二(特撮監督・映画監督)

3. 法律ワンポイント

いよいよ 4 月まで 2 か月を切りました。就業規則において変更しなければならない条項が今月中にはまとめて、来月の中旬には労働基準監督署への届出を済ませたいところです。特に、高年齢者雇用安定法において、61 歳以降の選定条件による再雇用の労使協定については、4 月以降には結ばませんので注意が必要です(届出は不要)。※選別ではなく、既に希望者全員 65 歳まで雇用するする場合であれば変更は不要です。

改正労働契約法では、有期労働契約を反復更新し、その通算契約期間が5年を超える場合には、「労働者の申込みにより無期労働契約へ転換することが義務付け」られます。4月以降の開始の契約期間について通算対象となりますので、5年後に初めてそういったケースが出てくるわけですが、やはり契約更新の仕方が大変重要になってきます。また、この労働契約法には年齢上限がないため、60歳以降の再雇用の方については、1年更新であっても計算上65歳まで雇用終了となります。しかし、60歳未満から1年ごとに更新してきて、60歳代前半で5年となり65歳までの雇用義務となると5年を超えてしまいます。労働局担当は「第2定年制？」検討を示唆しました。「国の法律では65歳までの雇用義務、それ以降は民事上の問題で、就業規則に例えば第2定年を70歳とする」とする方法しかない？労働契約法はちょっと不合理な点があるように思えます。

現在、厚生労働省が出しているモデル労働条件通知書では、その他の欄に「労働契約法第18条の規定により、有期労働契約（平成25年4月1日以降に開始するもの）の契約期間が通算5年を超える場合には、労働契約の期間の末日までに労働者から申込みをすることにより、当該労働契約の期間の末日の翌日から期間の定めのない労働契約に転換されます」という文言が記載されています。この文言について記載は任意であり義務はありませんが、トラブル防止として労働者に対して説明等の通知はしてゆくべきところと考えます。

4. 統計・情報

①国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が1月18日発表した「日本の世帯数の将来推計（全国推計）」によると、2010～35年の間に全世帯主に占める65歳以上世帯主の割合は2010年の31.2%から2035年には40.8%に増加する見通しであることなどが明らかになった。

②厚生労働省・文部科学省は、今春卒業予定の学生の就職内定率について、大学生（12月1日時点）が75.0%（前年同期比3.1ポイント増）、高校生（11月末時点）が75.8%（同2.7ポイント増）だったと発表した。

③労務行政研究所は1月18日、4月に施行される改正高年齢者雇用安定法に対する企業の対応について調査結果を発表した。改正法は希望者全員の65歳までの雇用継続を義務づけているが、年金支給開始年齢と接続する形で、現行法の労使協定による対象者限定を認める経過措置を認めており、「経過措置を利用する」と回答した企業が65%にのぼった。

<http://www.rosei.or.jp/research/pdf/000058128.pdf>



三陸鉄道「てをつな号」

HRM Tanaka Human Resources Management

先月から給与にて「特別復興所得税」として上乗せ源泉徴収開始されました（25年間！）。住民税も来年6月から「復興増税」の名の下に10年間！年間1,000円上乗せされます。本当に復興にまわるのか、国民は厳しく見てゆかなければなりません。私事ですが、福島県災害対策本部へ毎月寄付してきましたが、福島県義援金配分委員会についてWeb等で確認しても、市町村に分配していることはわかって、いくら義援金あってどのように配分され、何に充てられたのかがよくわかりません。他に宮城県の「牡蠣と猫の島」の田代島や岩手の「三陸鉄道」へ支援をいたしましたが、こちらは報告がしっかりとされています。12月には、三陸鉄道の望月社長名で枕木プレート設置箇所（どこに設置したか）の証明書を送ってきました。手間をかけさせて「わざわざすみません。」

その望月社長の素顔を知りました。先月にNHKTV（H24.10/28の再放送）で、「大津波は鉄路や駅舎を破壊、震災直後の三陸鉄道のドキュメント」が放送されました。三陸鉄道社員一丸となって奮闘、復旧への情熱に心うたれました。望月社長が陣頭指揮！地元の生活を支える足にもなっているため、「一日も早い運行再開を決意、震災翌々日から復旧に動き出す。復旧対策本部は、列車内！」三陸鉄道の車両は電車ではなくて良かった！それはディーゼルカーであったため、エンジンが動けば車内の明かりも点くため本部は、車内におかれました。「不眠不休で工事計画を立て、修復材の手配を行い、再開前には壊れた踏切に社員が信号の代わりに立って安全を確認。そして3月20日、震災後はじめての列車が宮古駅を出発しました。「沿線住民に汽笛を鳴らしながら」走行しました。この汽笛はまさに地元へ勇気を与える汽笛でした。この映像を見て、ますます三陸鉄道を応援したくなりました。全線開通へがんばれ三陸鉄道！（S）